

コミュニティバスたしろ号広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、島原市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、島原市が運行するコミュニティバスたしろ号（以下「たしろ号」という。）に有料で掲載する広告（以下「広告」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載媒体及び位置)

第2条 広告を掲載する媒体は、たしろ号の車両とし、掲載する位置は、当該車両の背面及び側面のうち市長が指定する位置とする。

(広告枠数、掲載料金及び掲載期間)

第3条 広告の枠数はたしろ号の車両1台につき、5箇所とし、たしろ号の車両7台全てに同数を設けるものとする。ただし、広告を1箇所掲載する場合は、原則として車両7台全てに掲載するものとする。

2 掲載料金は、1枠当たり月額2,000円とする。

3 掲載期間は、1か月単位とし、月の途中に掲載を開始し、又は終了する場合で、その期間が15日に満たない場合は、料金を課さない。ただし、15日を超える場合は、掲載期間を1か月として取扱うものとする。

(広告規格等)

第4条 広告の規格等は、次の各号のとおりとする。

(1) 広告の規格は車両の背面A及びBにおいては縦18cm×横60cm以内、背面Cにおいては20cm×70cm以内、並びに側面D及びEにおいては30cm×120cm以内とする。

(2) 広告掲載期間中における車両からの剥落又は広告撤去の際に車両の塗装の剥離を生じさせないものとし、車両の本体に直接表示する方法によることはできない。

(広告の色彩等)

第5条 広告の色彩、意匠その他デザイン等は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがあるもの

(2) 車両通行上の支障となるもの

(3) 地色が信号機、道路標識等の効用を妨げるおそれのあるもの

(4) 周囲の運転者の誤解を招き、又は注意力を散漫とさせるおそれがあるもの

(広告の申込み)

第6条 広告の掲載を希望する者（以下「申込者」という。）は、掲載希望月の前々月の末日までに、たしろ号広告掲載申込書（第1号様式）に広告案を添付して市長に提出するものとする。

(広告内容の修正等)

第7条 市長は、前条に規定する広告案について修正すべき箇所がある場合は、その修正を申込者に求めることができる。

(広告掲載の決定)

第8条 市長は、第6条の規定による申込みがあったときは、要綱第5条及び本要領の規定により内容を審査してその適否を決定し、その結果をたしろ号広告掲載決定通知書(第2号様式)により当該申込者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定をする場合において、当該決定に係る一つの広告枠について申込書等を提出したものが二つ以上あるときは、広告掲載希望月数が多いものを優先し、広告掲載期間が同一の場合は、申込みの受付順により決定する。

(広告掲載料の納入方法)

第9条 たしろ号広告掲載決定通知書により広告掲載の決定を受けた者(以下「広告主」という。)は、市が指定する期日までに、納入通知書により、広告掲載料を納入しなければならない。

(広告掲載の取下げ)

第10条 広告主は、自己都合により広告を取下げることができるものとする。

2 前項の規定により取下げようとするときは、たしろ号広告掲載取下申出書(第3号様式)により、市長に申出しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、要綱第9条の規定により広告掲載の決定を取り消したときは、たしろ号広告掲載取消通知書(第4号様式)により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止するときは、たしろ号広告掲載料還付請求書(第5号様式)により市長に請求することにより、納付済みの広告掲載料を還付するものとする。

2 前項ただし書の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を中止した日の属する月の翌月以降に係る既納の広告掲載料とし、利子を付さないものとする。

(費用負担等)

第13条 広告の作成、たしろ号への掲載及び掲載期間の終了した場合又は掲載の必要がなくなった場合の車両からの撤去については、広告主の負担で行うものとする。

2 広告の撤去等により車両の塗装の剥離が生じた場合は、広告主の負担において原状に復するものとする。

3 市長は、広告主が前2項の義務を履行しない場合は、自ら当該広告を撤去し、又は原状復旧を行うものとし、広告主からその費用を徴収するものとする。

4 広告掲載期間中に市の責めにおいて広告の破損等が生じた場合は、市が広告を原状に復し、又はその損害を賠償するものとする。

(裁判管轄)

第14条 広告掲載に関する訴訟については、本市を管轄する裁判所で行うものとする。

(補則)

第15条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。